

令和3年度
事業報告書

令和3年1月1日～令和3年12月31日

公益財団法人 日本相撲協会

令和3年度 事業報告

I. 法人の概況

1. 設立年月日

大正14年12月28日 財団法人 大日本相撲協会設立
昭和32年12月 1日 財団法人 日本相撲協会へ名称変更
平成26年 1月30日 公益財団法人 日本相撲協会へ移行

2. 定款に定める法人の目的

この法人は、太古より五穀豊穡を祈り執り行われた神事(祭事)を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催並びにこれを担う人材の育成、相撲道の指導及び普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善活動を行うと共に、これらに必要な施設を維持及び管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 本場所及び巡業の開催
- (2) 相撲道の伝統と秩序を維持するために必要な人材の育成
- (3) 相撲教習所の維持及び管理運営
- (4) 青少年、学生等に対する相撲道の指導普及
- (5) 相撲記録の保存及び活用
- (6) 国技館の維持及び管理運営
- (7) 相撲博物館の維持及び管理運営
- (8) 相撲診療所の維持及び管理運営
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 会員の状況

(ア) 令和3年度末の会員(維持員)の状況

	東京	大阪	名古屋	福岡	当期末 合計	増減
普通維持員	273名	263名	242名	213名	991名	4名
団体維持員	26名	37名	57名	37名	157名	▲5名
特別維持員	1名	0名	0名	0名	1名	0名
合計	300名	300名	299名	250名	1149名	▲1名

(イ) 維持員の確認審査

6年毎に行う。

(ウ) 維持費(寄付金)

東京地区 6ヶ年分 1名あたり 4,140,000円(平成28年～令和3年)

地方地区 6ヶ年分 1名あたり 1,380,000円(平成29年～令和4年)

5. 主たる事務所の状況

東京都墨田区横網一丁目3番28号

6. 役員等に関する事項

令和3年度末現在の役員及び会計監査人は、次の通りである。

役職	氏名	年寄名	担当職務・現職	常勤・非常勤
理事長	保志 信芳	八角	協会全般	常勤
理事	中山 浩一	尾車	事業部長 コンプライアンス部長 危機管理部長 全国維持員会会長 博物館運営委員	〃
〃	黒谷 昇	鏡山	指導普及部長 生活指導部長 博物館運営委員	〃
〃	小林 秀昭	境川	地方場所部長(福岡)	〃
〃	総田 清隆	春日野	巡業部長 監察委員長 警備本部長	〃
〃	小岩井 昭和	出羽海	地方場所部長(名古屋)	〃
〃	青木 康	芝田山	広報部長 総合企画部長 博物館運営委員	〃
〃	蓬田 光吉	高島	地方場所部長(大阪)	〃
〃	杉野森 正也	伊勢ヶ濱	審判部長 新弟子検査担当	〃
〃	坂爪 忠明	花籠	教習所長 審判部長(編成担当) 新弟子検査担当	〃
〃	山口 寿一	-	会社役員	非常勤
〃	今井 環	-	団体役員	〃
〃	高野 利雄	-	弁護士	〃
監事	岡部 観栄	-	寺院住職	〃
〃	梶木 壽	-	弁護士	〃
〃	福井 良次	-	団体役員	〃
副理事	尾曾 武人	藤島	事業部副部長 審判部副部長(編成担当) 博物館運営委員 新弟子検査担当	常勤
〃	宮本 勝巳	高田川	審判部副部長 新弟子検査担当	〃
〃	足立 武彦	若松	地方場所副部長(名古屋) 巡業部副部長 警備本部副部長	〃
会計監査人			EY新日本有限責任監査法人	

7. 職員等に関する事項

令和3年度末現在の職員は、次の通りである。

職員数		前期末比較	平均年齢	平均勤続年数
男子	46名	+6名	45歳	12年
女子	15名	+2名	41歳	10年
合計	61名	+8名	44歳	12年

8. 営業等に関する許認可の事項

該当事項なし

II. 事業の状況

令和3年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大の影響が、当協会の主たる事業である相撲全般のみならず他の事業にも及び、政府の緊急事態宣言の発出を踏まえ、三月場所の開催地を大阪から東京へ変更、五月場所の初日から三日目は無観客開催とし、巡業は全て中止とした。

観客と協会員を感染から守り、困難な環境の中でも全ての事業を遂行するため、開催した本場所では、政府や東京都のほか開催都市の発出する方針等に従い、感染症の専門家から詳細な指導を受け、感染防止諸施策を検討し実施した。主なものは次のとおりである。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 本場所開催地の変更 | 三月場所(大阪)を東京で開催 |
| (2) 無観客開催の実施 | 五月場所(東京)の初日から三日目までを無観客開催 |
| (3) 巡業の中止 | 春、夏、秋、冬とも実施中止 |
| (4) 本場所開催時の入場者数の制限 | 入場者数を定員の半数に制限(一月、三月、五月、九月は約5,000人、七月は約3,800人、十一月は約3,700人) |
| (5) 感染対応ガイドラインの改訂 | 第4版(4月1日)、第5版(5月27日)、第6版(12月2日)の改訂3回
※初版は令和2年7月13日制定 |
| (6) 本場所開催時の主な諸施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・観戦中の食事を避けるため、開場時間を13時に変更(九月、十一月の十三日目～千秋楽は10時) ※通常は8時30分開場 ・入場時の検温、体調検査、マスク確認、手指の消毒、連絡先取得の実施 ・館内の十分な換気確保、消毒ポンプの設置、手摺り・トイレ等の消毒の実施 ・観客席における食事・飲酒の禁止、感染対策を施した飲食スペースの設置 ・入場時、トイレや売店前の客列間隔確保のご案内 ・お楽しみ抽選会等の実施による分散退場のご案内 ・相撲観戦ガイドビデオの作成と上映、各種感染対策ポスターの館内掲示 ・感染予防チラシの配布(接触アプリ「COCOA」の告知を含む) |
| (7) 相撲部屋における感染対策の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・本場所に出場する協会員の安全を確保するため、協会員と相撲部屋の感染対策に関し、具体的な指針をガイドラインに記載すると共に、日常の行動についても本場所の開催に影響が出ないよう外出可能期間を区切って制限を行い、随時、説明会や注意喚起等の通知を行った。 ・専門家とともに「部屋チェックリスト」を作成し、定期的に感染対策の実施状況をチェックした。 |

1. 相撲競技の公開

(1) 力士の相撲競技の公開実施

(ア) 本場所の実施

令和3年度本場所日程

場所別	番附発表	初日	千秋楽	開催場所
一月場所	12月24日	1月10日	1月24日	国技館
三月場所	3月1日	3月14日	3月28日	エディオンアリーナから国技館に変更
五月場所 3日目まで無観客	4月26日	5月9日	5月23日	国技館
七月場所	6月21日	7月4日	7月18日	ドルフィンズアリーナ
九月場所	8月30日	9月12日	9月26日	国技館
十一月場所	11月1日	11月14日	11月28日	福岡国際センター

- ①本場所相撲は、NHKのテレビ・ラジオで実況放送した。
- ②相撲競技の勝負判定の公正を期すため、取組映像のVTRを使用した。
- ③入場者に対して当日の取組表を配布した。
- ④インターネットテレビ局「AbemaTV」にて日本国内全本場所の序ノ口から結びの全取組を実況配信した。
- ⑤「安心・安全な大相撲観戦」をテーマに、入場者全員の検温や手指消毒を実施する等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めた。

(イ) 巡業の中止

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、本場所開催地以外の地方巡業における、相撲競技の公開実施は見送りとした。

2. 人材の育成

(1) 力士、行司、呼出、床山の養成

(ア) 力士の養成

- ① 新弟子検査は、本場所毎に計6回実施した。
 - ・新弟子検査基準
身長167センチ以上、体重67キロ以上。但し、三月場所新弟子受検者で、中学校卒業見込者に限り、身長165センチ以上、体重65キロ以上とする。
 - ・本年度新たに登録した力士は合計59名、引退した力士は93名である。
よって令和2年度末より34名減少となった。
- ② 新規登録力士は、相撲教習所で6ヶ月間教習するほか、各相撲部屋に配属して養成した。
- ③ 力士養成のため、各相撲部屋に相撲部屋維持費・稽古場経費を、また、幕下以下の力士養成のため、養成員養成費を支給した。
- ④ 十枚目以上の力士には給与・力士補助費・力士褒賞金を支給するほか、三役以上の力士には本場所特別手当を支給した。
 - ・横綱綱代は師匠に実費を支給した。
 - ・幕下以下の力士には本場所毎に場所手当を支給するほか、幕下以下奨励金を支給した。
- ⑤ 十枚目に初昇進した力士を養成した師匠には昇進奨励金を、十枚目以上の力士を養成した師匠には養成奨励金を支給し、力士養成を奨励している。
- ⑥ 本場所毎に各段優勝者および三賞受賞者には賞状および賞金を支給した。

⑦ 力士数は、次の通りである。

11月場所力士数	
横 綱	1名
大 関	2名
三 役	4名
幕 内	34名
十 枚 目	28名
幕 下	120名
三 段 目	198名
序 二 段	206名
序ノ口	38名
番 附 外	11名
幕下附出	1名
三段目附出	2名
計	645名

6場所平均力士数	
令和3年度	665名

(イ) 土俵を中心とした施策

本年度も土俵の充実を図り、土俵の美を実現し、国技相撲を維持発展させることを目標に、次の事項を実施した。

- ① 力士等に国技としての正しい大相撲の在り方および相撲技術、土俵態度その他について常に研修、指導している。
- ② 「力士の心得」・「巡業の心得」・「協会のあり方」を指針として、力士等の精神面の指導を行った。
- ③ 師匠会を東京本場所後に開催し、各本場所および本場所間の状況をもとに、力士等にする指導監督の成果を検討し、対必要事項を指示すると共に、是正事項に対する施策を協議する等、師匠会の活用を一層強化した。
- ④ 協会幹部は、力士会等に積極的に出席し、力士等の意向を聴取することに努めた。
- ⑤ 土俵の礼儀・作法・立ち合いについて指導した。
- ⑥ 支度部屋の監視や携帯電話の一時預かり等、故意による無気力相撲の再発防止に努めた。
- ⑦ 力士等の外部出演等については規制を行い、力士等が相撲に専念するよう努めた。

(ウ) 行司の養成

- ① 幕下以下行司の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 行司として必要な実技指導等は、立行司ならびに行司会委員が当たった。
- ③ 行司全員に月給制による給与を支給し、場所ごとに装束補助費も支給した。
- ④ 令和3年12月末の行司の数は次の通りである。

立 行 司	1名
三 役 行 司	4名
幕 内 行 司	8名
十 枚 目 行 司	9名
幕 下 行 司	10名
三 段 目 行 司	5名
序 二 段 行 司	5名
序ノ口行司	2名
計	44名

行司の番附編成は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の階級順位を決めている。

(エ)呼出の養成

- ① 幕下以下呼出の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 呼出として必要な実技指導等は呼出会委員が当たった。
- ③ 呼出全員に月給制による給与を支給し、場所ごとに装束補助費も支給した。
- ④ 令和3年12月末の呼出の数は次の通りである。

立呼出	0名
副立呼出	0名
三役呼出	5名
幕内呼出	10名
十枚目呼出	12名
幕下呼出	8名
三段目呼出	3名
序二段呼出	2名
序ノロ呼出	4名
計	44名

呼出の番附編成は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の階級順位を決めている。

(オ)床山の養成

- ① 3等床山以下の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 床山として必要な実技指導等は、床山会委員が当たった。
- ③ 床山全員に月給制による給与を支給した。
- ④ 令和3年12月末の床山の数は次の通りである。

特等床山	1名
1等床山	21名
2等床山	6名
3等床山	10名
4等床山	5名
5等床山	4名
計	47名

床山の等級は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の等級を決めている。

(2)相撲教習所の維持運営

(ア)相撲教習所の規模

相撲教習所は、本館に付設し、面積は702.03平方メートルである。

(イ)教習内容

年6回本場所毎に力士として登録した新弟子に対し、実技指導及び教養講座を中心に6ヶ月の教習を実施した。実技では相撲の基本を重点に指導し、教養講座では相撲史、社会、運動医学、修行心得、コミュニケーション、国語(書道)を教習した。また、新採用の行司、呼出、床山にも相撲史を教習した。

※ 令和3年は、国技館でのオリンピック開催に伴い、6月・8月の教習を中止した。

※ 2月・4月・10月・12月の教習では、新型コロナウイルスの感染防止のため、相撲実技講習を行わず、教養講座を相撲史・運動医学・修行心得のみ実施した。

① 入所生

本年度の入所生は、次の通りである。

一月場所入所生	(380期生)	3名
三月場所入所生	(381期生)	35名
五月場所入所生	(382期生)	11名
七月場所入所生	(383期生)	2名
九月場所入所生	(384期生)	3名
十一月場所入所生	(385期生)	5名
合 計		59名

② 卒業生

令和3年は、国技館でのオリンピック開催に伴い6月・8月の授業が中止となり、9月の卒業式は卒業者がおらず中止となった。

6ヶ月の教習を終わって卒業したものは、次の通り。

令和三年度卒業生		卒業人数	卒業日
第372期生	(令和元年 九月場所入所生)	1名	1月28日
第373期生	(令和元年 十一月場所入所生)	3名	1月28日
第374期生	(令和2年 一月場所入所生)	3名	1月28日
第375期生	(令和2年 三月場所入所生)	45名	5月27日
第376期生	(令和2年 五月場所入所生)	0名	5月27日
第377期生	(令和2年 七月場所入所生)	10名	5月27日
第378期生	(令和2年 九月場所入所生)	0名	5月27日
第379期生	(令和2年 十一月場所入所生)	3名	5月27日
合 計		65名	

入所数と卒業数の差は、入所日の変更や教習期間中の引退等があったためである。

卒業式は、地方場所の都合上、従来通り2期単位で行った。

③ 所長・講師・指導員

所長には、理事の職務分掌により理事坂爪忠明(花籠)が当たった。

講師および所長、講師、指導員、及び担当講義等は次の通り。

(授業科目) (講 師)

運動医学 : 国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授 南 和文氏

国語(書道) : 元横浜国立大学教授 渡部 清氏

修行心得(話し方) : 一般財団法人NHK放送研修センター講師 岡部 晃彦氏
年寄甲山こと齋藤 剛

反ドーピングの講義 : 国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授 南 和文氏

相撲史 : 日本相撲協会 相撲博物館学芸員 土屋 喜敬

上記の他、修行の心得として、年寄甲山が「力士の心得」と「土俵上の所作」の講義を行った。

実技指導には、担当年寄は熊ヶ谷と音羽山が、現役力士からは幕下・三段目の力士が補助に当たった。

事務を含む統括は年寄甲山が行った。

④教習の効果

教習の目的は、新弟子に相撲の基本を習得させ、相撲道について理解を深めさせると共に、教養講座を通じて一般常識を養うことにある。本年度もその成果をあげている。

3. 指導普及活動

(1) 青少年、学生に対する相撲の指導奨励

相撲の指導奨励は指導普及部が行っている。日本相撲連盟、学生相撲連盟、青年会議所等と連携を密にし、これ等の相撲競技等の実施には積極的に協力し、国技館を無償で提供したほか、寄附、寄贈を行い相撲の指導奨励に努めた。

(ア) 認定道場

文京針ヶ谷相撲クラブ・立川練成館相撲道場・朝霞相撲練成道場・府中住吉相撲道場と緊密な連携をとって、一般の相撲指導に当たらせている。

(イ) 寄附・寄贈

各地で開催された相撲大会等には引き続き積極的に協力すると共に、寄附・寄贈を行い、相撲の奨励と普及を図った。寄附・寄贈した金品および寄附・寄贈先は次の通りである。

① 寄附先および寄附金

第100回東日本学生相撲選手権大会	25,000円 (広告賛助)
第46回全国学生相撲個人体重別選手権大会	20,000円 (")
第95回西日本学生相撲選手権大会	20,000円 (")
第99回全国学生相撲選手権大会	100,000円 (")
計	165,000円

② 寄 贈 品

優勝カップ	0個	
優 勝 楯	1個	(全国中学校相撲選手権大会)
禪	91本	
手ぬぐい	2,689本	
バスタオル	0本	
寄贈メダル	209個	(寄贈品合計 1,555,417円)

③ 寄 贈 先

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、相撲大会の実施および寄贈申請は、以下の22件に留まった。

- 第72回全国高等学校相撲新人選手権大会
- 第42回櫻杯争奪相撲選手権大会
- 第8回オホーツク相撲選手権大会
- 第33回三重県中学校春季相撲選手権大会
- 第72回東日本学生相撲新人選手権大会
- 第71回西日本学生相撲新人選手権大会

第95回西日本学生相撲選手権大会
第100回東日本学生相撲選手権大会
令和3年度こども園ゆりかごお相撲大会
第81回西日本選抜学生相撲大会
第48回東日本学生相撲個人体重別選手権大会
第99回全国高等学校相撲選手権大会
第45回関東中学校相撲大会
第32回全国都道府県中学生相撲選手権大会
第51回全国中学校相撲選手権大会
第53回関西相撲選手権大会
第46回全国学生個人体重別選手権大会
第99回全国学生相撲選手権大会
第2回北海道相撲フェスティバル
第70回全日本相撲選手権大会
第33回全日本小学生相撲優勝大会
第1回柏力杯相撲大会

(ウ) 相撲大会の後援

第36回わんぱく相撲全国大会の指導奨励

日本相撲連盟・東京青年会議所が共催する小学生までを対象とする相撲大会であり、協会のほか、スポーツ庁・東京都警察庁・日本放送協会・日本PTA全国協議会、墨田区が後援し、10月31日に国技館において開催した。

協会は、全国におけるわんぱく相撲の大会開催経費として、1,300万円を負担した。

出場選手数 207 出場チーム数 69

(エ)「大相撲伝」「大相撲入門編」の公開

大相撲のもつ文化的側面やその様式美に関する認識を周知するため、

また、子どもから大人まで理解出来るように、漫画形式の冊子として「大相撲伝」と「大相撲入門編」を作成し、公式ホームページ上で公開している。

(オ) 国技館の開放使用

相撲大会等に国技館を無料で開放使用させており、開放状況は次の通りである。

第70回全日本相撲選手権大会

第36回わんぱく相撲全国大会

(国技館無料開放分の館使用料相当額 合計7,400,000円)

(2) 草津相撲研修道場の維持運営

草津相撲研修道場は、当協会関係者が保健・保養等の福利厚生に利用する他、相撲部屋合宿・負傷力士のリハビリの場として利用している。

また、青少年・学生に対する相撲指導員の相撲研修、青少年・学生の相撲練習の場として、提供している。

4. 広報活動

(1) 広報部運営

(ア) 報道機関はもとより、SNS発信等による一般層への直接の情報発信の工夫と拡大に努め、大相撲に関する広報全般の機能向上を図った。

(イ) 協会の外部への派遣・出演を積極的に実現させるため、オンラインの多用を図り、大相撲に関する情報の周知と、ファン層拡大のため、さまざまな施策を実施した。主なものは以下の通り。

- ① 日本相撲協会公式ツイッター(@sumokyokai)を通じ、大相撲に関する様々な情報を発信。
フォロワー数(登録者数):平成23年10月開設以降、約36.8万人。
- ② 日本相撲協会公式LINE(@sumokyokai:平成25年4月開設)では、大相撲に関する親しみやすい情報を発信。
若年層を中心に登録者約19.9万人。
- ③ 日本相撲協会公式 Instagram(@sumokyokai)を平成29年9月に開設し、大相撲に関する情報発信をより充実させ、ファン層の拡大を図った。
フォロワー数は、約5.7万人。
- ④ 日本相撲協会公式Youtubeを平成30年11月に開設。様々な企画動画を配信し相撲への理解や入場券の販売促進を行った。登録者数は約10.9万人
・令和3年は、場所月平均60本、場所間平均13本の動画を公開、令和3年の総再生回数は約1,586万回。
・令和2年12月に開設したYouTubeメンバーシップ(有料)「大相撲アーカイブ場所」は、協会が所蔵する400場所以上の映像データ(概算2,000時間)の取組映像など、過去の名力士の雄姿を編集し、順次公開した。
- ⑤ 日本相撲協会公式Tik Tok(@sumokyokai)を平成30年10月に開設。10代に人気のショート動画再生アプリで、新たな相撲ファン層を拡大中。登録者数は約17.2万人。
- ⑥ 日本相撲協会公式キャラクター「ハッキョイ!せきとりくん」プロジェクト企画を積極的に推し進め、関連グッズのリニューアル、新商品の開発を強化し、本場所中の館内、ネットでの販売を実施。キャラクターの認知度向上に努めた。

(ウ) 協会の肖像権

「協会の肖像権に関する規定」により、力士その他協会の肖像権を協会が管理・運営・保全を目的に運営業務にあたった。また、協会の外部出演や広告出演および名称・肖像を利用した商品化契約や出版物に関し、基本概要を整備し協会に改めて周知徹底した。

(エ) インターネット及び専用アプリケーションを利用した情報提供

- ① 大相撲関連情報をインターネットによる公式ホームページにて情報公開し、本場所関連情報や大相撲全般に関する情報の周知拡大のためページビューのほか、再閲覧を示すユニークユーザー数の増加を図った。
- ② 公式アプリ「大相撲」で本場所情報や平成22年5月場所以降の幕内全取組(平成29年3月場所以降は幕下上位5番と十両全取組も含む)を配信した。
- ③ 1月よりスマートフォン上webサービス「大相撲コレクション」を開始した。力士写真等を使用した「電子トレカ」のコレクションができるサービス。登録者数は約8100人。
- ④ 写真販売サイト「フォトレコ」にて、令和2年7月より力士写真を販売。プリント、パネル加工が可能。総注文件数は440件。

(オ)各種申請に関して

国内外メディアのほか大相撲に関するイベント等から力士等への取材、出演、映像使用依頼申請等に応じ、対応した。本年度の各種申請書の取扱い状況は、次の通りである。

申込件数 1,957件
受理承認件数 1,899件
《内 権料発生件数 取組映像使用、ダビング料、画像・写真貸出件数 603件》
不承認件数 58件

(2)相撲に関する出版物の刊行

(ア)日本相撲協会の機関誌として、ベースボールマガジン社に「相撲」の刊行を委託している。

本年度の刊行状況は以下の通りである。

*年間実売部数:136,541部(前年度:133,445部 3,096部増)

月号	発売日	定価	実売部数	月号	発売日	定価	実売部数
1月号	12月27日	1,090	13,553	7月号	6月24日	1,020	10,980
2月号	1月28日	950	12,161	8月号	7月22日	950	10,157
3月号	3月4日	1,020	11,496	9月号	9月2日	1,020	11,106
4月号	4月1日	950	10,809	10月号	10月1日	950	10,156
5月号	4月30日	1,070	13,595	11月号	11月5日	1,020	10,600
6月号	5月27日	950	10,728	12月号	12月2日	1,100	11,200

(イ)本場所ごとに発行しているパンフレットは、力士紹介や本場所企画に加えて、大相撲の新たな魅力を発信するよう努めて集した。さらに、英訳解説を付記し、外国人観戦者の利便性を高めた。

令和3年度は合計:41,780部(前年度:69,388部 27,608部減)

本場所	発行部数	本場所	発行部数
一月場所	9,876	七月場所	4,711
三月場所	7,984	九月場所	10,806
五月場所	4,973	十一月場所	3,410

(ウ)主に相撲博物館の来場者用に外国人を対象とした小冊子「The SUMO」、和文「大相撲」を販売した。令和3年の販売部数は英文パンフレット「The SUMO」:200部、和文パンフレット「大相撲」:300部。

(エ)11月、大相撲普及および広報活動の一環として大相撲カレンダーを製作、販売した。14枚綴りの両面印刷で全関取を紹介。今年は、通常の企画と並行して、年寄の現役時代の写真を集めて掲載したレジェンドカレンダーを制作、販売した。

制作部数:大相撲カレンダー 35.5万部、レジェンドカレンダー 4.5万部

大手コンビニチェーン(店舗、ネット)での販売をはじめ、更なるネット販売の拡充に努めた。

5. 相撲記録映像の活用・保存

(1)記録映像の制作

相撲の取組等映像及びダイジェスト版の制作やダビング作業を行い、国内外からの映像使用依頼に対応した。

- ① 相撲普及に努め、協会ホームページ及び公式YouTubeに本場所等の撮影映像を掲載した。
- ② 本場所チケット販売促進のためPR動画を作成した。
- ③ 来場者向けに感染対策観戦マナー動画を作成し、本場所中、毎日放映した。

(2) 記録映像の保存

(ア) 記録映像のデジタル映像化

保存映像の改修を行い、映像の内容調査を実施し、内容の充実を図った。

- ① 保存映像の内容調査を実施したものは次の通りである。

16mm・昭和28年 9月場所、昭和31年 1月場所

16mm・昭和50年 3月場所 5月場所 9月場所

- ② 内容調査後の本検査を終了した

16mm・昭和50年 3月場所 5月場所 9月場所

16mm・昭和23年 11月場所、16mm・昭和28年 9月場所

16mm・昭和31年 1月場所

- ③ フィルムノイズ箇所チェック作業

16mm・昭和54年 11月場所

- ④ 記録した映像の内容を調査し、データ入力したものは次の通りである。

XDCAM 令和2年十一月場所～令和3年九月場所

(以上は編集時に入力したデータの修正を行った)

(イ) 記録映像のデジタルアーカイブ

テープ素材の映像を細かくファイル変換しアーカイブ化作業を進めている。

映像用ODAサーバーにテキストデータとリンクした映像ファイルを同時に登録して、閲覧・ダビングを迅速に行っている。

6. 相撲博物館の維持運営

(ア) 相撲博物館の規模

相撲博物館は本館に付設し、面積は1階が388.9平方メートル、地下部分が196.7平方メートル、合計585.6平方メートルである。

(イ) 資料の展示

- ① 本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、及び東京オリンピック開催中は事務所として提供したため、年間を通して展示を中止した。

- ② 館外貸出展示については、以下の通り行った。

貸出先	展覧会名	開催期間	主な貸出資料	点数
秩父宮記念スポーツ博物館	常設展(通年)	1月1日～12月31日	化粧廻し・番附・人形	14
葛城市相撲館	常設展(通年)	1月1日～10月18日	笠置山関係資料・番附	17
雲龍の館	常設展(通年)	1月1日～10月28日	弓取り力士化粧廻し・明荷	2
横綱柏戸記念館	常設展(通年)	1月1日～12月31日	柏戸剛使用の雲龍型横綱	6
千葉県立美術館	日本文化の華 大相撲展	1月16日～3月21日	相撲の図(菱川師宣画)	26
仙台市博物館	たっぷりわくわく名品尽し	4月23日～6月6日	谷風梶之助の手形・足形 (画像データ提供)	1

すみだ郷土文化資料館	すみだのスポーツの殿堂 国技館のあゆみ	5月22日～9月5日	双葉山定次使用の化粧廻し	28
NHK放送博物館	放送文化賞コーナー	6月1日～2022年5月30日	北の富士勝昭の手形色紙	2
斎宮歴史博物館	斎宮平安五種競技 -弓・馬・鞠・鷹・相撲-	10月2日～11月21日	相撲人取組之図	8
城西国際大学水田美術館	相撲浮世絵 房総の力士そろい踏み	11月16日～12月11日	鬼面山与一右衛門(勝川春英画)	34

③その他

国技館における本場所開催中(1月・3月・5月・9月)に、国技館内のロビーに歴代横綱72名(9月は73名)の写真パネルを掲示して紹介した。

(ウ)資料の維持保存活動

①関係資料の収集・管理・修復の強化

相撲文化の維持・研究のため、起源や歴史の究明に当たり、増加する資料に対応するため、収蔵庫の整理を進め、保存・管理態勢を徹底した。

②所蔵資料のデジタルアーカイブ化事業

資料の撮影は、新型コロナウイルス感染症拡大および東京オリンピック会場使用のため、進行に遅れが生じたが、資料目録の見直しや整理を行った。

③資料の収集

力士・年寄・相撲愛好家・相撲研究者等より資料の寄贈を受けた。寄贈件数は133件、点数は320点であった。

④所蔵資料

12月末現在で相撲博物館に所蔵されている資料点数は、次の通りである。

歴史資料	20,101点
歴史図書	7,872点
歴史写真	7,746点
計	35,719点

⑤資料の閲覧・掲載・撮影

相撲研究者、愛好家、報道関係者等の資料の閲覧・掲載・撮影に協力した。資料の閲覧は13件であった。外部からの資料掲載および撮影等の依頼は、広報部の手承により可能な限り協力した。依頼件数は、8件であった。

(エ)調査および研究の状況

相撲史を調査・研究し、『相撲博物館紀要』第19号を刊行した。電話・手紙などにより質問への回答も行った。

(オ)相撲博物館運営に関する内規の制定

相撲博物館運営に関する内規(購入・寄贈・貸与等「資料に関する項目」、展示室・入館者等「展覧会に関する項目」)を制定し、運用を開始した。

B その他の事業

1. 相撲グッズ等の販売による普及活動

(ア) 相撲を題材にした新しいグッズの開発

商品開発室が中心となり、従来の大相撲愛好家のほか新しいファン層の獲得のため、「日本相撲協会公式グッズ」として、引き続き相撲グッズの他、国技館カレーや力士チョコレート等の新規商品の開発を行い、館内売店や公式ホームページを初めとした通信販売を行った。

2. 相撲診療所の運営

(ア) 相撲診療所

相撲診療所は国技館地下1階に付設し、面積は715.2平方メートルである。

相撲診療所は協会員とその家族ならびに一般患者の、怪我や病気の診療に当たるほか、東京本場所中は観客や館内スタッフなどの診療を行った。

日本相撲協会健康保険組合と連携し、力士は2月、8月の年2回、他の職員は年1回の定期健康診断を行い、病気の早期発見、早期治療を目的として協会員の健康管理に努めた。

また、協会員全員とその家族を対象として、インフルエンザの予防ワクチン接種を行った。

また新型コロナワクチン接種を力士・親方には墨田区と協力し、その他協会員に対しては職域接種を主催した。

力士を対象として重点的に実施した診療

実施内容	対象
心臓の精密検査(心臓超音波)	令和2年度 新弟子入門検査合格者全員 心臓の継続的精密検査管理力士
B型肝炎予防ワクチン	令和2年度 新弟子入門検査合格者全員 B型肝炎抗体陰性力士
破傷風予防ワクチン	令和2年度 新弟子入門検査合格者全員
麻疹予防ワクチン	令和2年度 新弟子入門検査合格者の中で抗体陰性者

令和3年1月1日から令和3年12月31日の外来診療受診者数

	力士	力士以外の協会 協会員家族	一般	合計	
受診者数	3,346	2,002	136	887	6,371

定期健康診断受診者数

	実施月	力士	年寄	その他の協会員
受診者数	2月	687	63	203
	8月	637		

① 協会員および職員の治療費

当診療所における、日本相撲協会健康保険組合の被保険者および扶養家族の治療費の内、本人負担分は、福利厚生の一環として協会が負担した。

② 定期健康診断

協会員及び職員の健康管理のため定期健康診断を行った。

(イ) 業務上の治療費

力士が稽古、本場所を通じて土俵上で負った業務上の怪我等による治療費のうち、健康保険組合負担分を協会が負担した。

(ウ) 力士養成員については、全員を健康保険および厚生年金保険に加入させ、保険料全額を負担した。

3. その他の活動

(ア) 福祉大相撲

NHK厚生文化事業団主催の「NHK福祉大相撲」は、緊急事態宣言の期間中などであることを踏まえ、中止となった。

(イ) 寄附金

内訳は次の通りである。

実践女子学園	産学連携 研究委託	633, 775円
明治神宮崇敬会	玉串料	1, 000, 000円
慶應義塾大学	スポーツ医学研究	3, 000, 000円
合計		4, 633, 775円

Ⅲ. 法人の運営・管理

1. 役員会等に関する事項

(1) 理事会

開会年月日	主な決議事項
令和3年1月8日	一月場所開催手法の件
令和3年1月28日	理事長代行順位の件 審判規則一部変更の件 三月場所開催手法の件 令和3年夏巡業の件 三段目附出し承認の件 隣接ビル購入契約締結の件 特定資産目的外取崩の件 収益事業目的追加に伴う変更申請の件 評議員会招集の件
令和3年2月22日	年寄名跡継承の件 定款、賞罰規程等に基づく処分の件
令和3年3月12日	相撲部屋所属員転属及び相撲部屋閉鎖の件 令和2年度事業報告書承認の件 令和2年度決算書類承認の件 内閣府への定期提出書類の件
令和3年3月24日	横綱鶴竜引退に伴う力士名年寄襲名の件
令和3年3月31日	関脇照ノ富士の大関昇進の件
令和3年4月1日	相撲部屋所属員転属及び相撲部屋閉鎖の件 五月場所開催手法の件 七月場所開催手法の件 三段目附出し承認の件 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン一部変更の件
令和3年4月12日	令和3年秋巡業及び冬巡業の件
令和3年4月14日	年寄名跡一時的襲名の件
令和3年4月16日	年寄名跡継承襲名の件
令和3年4月24日	五月場所開催手法一部変更の件

令和3年5月7日	年寄名跡継承襲名の件
令和3年5月16日	年寄名跡継承の件
令和3年5月27日	相撲部屋新設ならびに力士転属の件 年寄名跡継承の件 令和5年本場所日程の件 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン一部変更の件 新日本監査法人との会計監査契約の件 定款、賞罰規程等に基づく処分の件
令和3年6月1日	年寄名跡継承の件
令和3年6月7日	年寄名跡一時的襲名の件
令和3年6月11日	年寄名跡一時的襲名の件 定款、賞罰規程等に基づく処分の件
令和3年6月21日	年寄名跡襲名の件
令和3年7月21日	大関照ノ富士の横綱昇進の件
令和3年7月21日	相撲部屋所属員転属及び相撲部屋閉鎖の件 九月場所開催手法の件 十一月場所開催手法の件 国技館ビル改修工事の件 安全管理委員会設置の件
令和3年7月30日	定款、賞罰規程等に基づく処分の件
令和3年8月30日	幕下附出し承認の件 三段目附出し承認の件
令和3年9月30日	三段目附出し承認の件 令和4年一月場所開催手法の件 令和4年春巡業の件 国技館基幹設備等改修3期工事契約内容変更の件 国技館ビル改修工事内容変更の件 雷電改修工事実施の件 年寄名跡襲名の件
令和3年11月27日	年寄名跡襲名の件

令和3年12月2日	相撲部屋継承の件 年寄名跡継承襲名の件 評議員会招集の件 令和4年度事業計画承認の件 令和4年度予算書類承認の件 特定資産目的外取崩の件 令和4年三月場所開催手法の件 令和4年度巡業の件 薬物禁止規定全面変更の件 経理規定一部変更の件 新型コロナガイドライン一部変更の件 国技館特別ルーム設置の件
令和3年12月17日	審判規則一部変更の件

(2) 評議員会

開会年月日	主な決議事項
令和3年3月29日	決議事項なし(令和2年度決算報告、事業報告)

(3) 横綱審議委員会

新型コロナウイルス感染防止の観点より、以下のように開催あるいは中止とした。

	稽古総見	本場所総見	定期委員会
一月場所	中止	開催	中止
三月場所	—	—	開催
五月場所	中止	中止	開催
七月場所	—	—	開催
九月場所	中止	開催	開催
十一月場所	—	—	開催

2. 維持員制度の維持運営

(ア) 維持員会会長

全国維持員会会長は理事中山浩一(尾車)が担当した。

(イ) 維持員制度のさらなる充実について

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、東京・大阪・名古屋・福岡全地区の維持員との集いは中止とした。

維持員制度の抜本的な見直しを検討し、維持員規程の一部変更を実施した。

3. 国技館の維持運営

(ア) 国技館の建物改修に対する備え

国技館の老朽化に対して、改修3期工事を実施した。また、次年度に実施する工事として、屋形や土俵のケーブルワイヤーの全面更新工事の検討を行った。

(イ) 国技館の提供

東京本場所に使用するほか、支障のない範囲で相撲大会およびその他に、無料又は有料にて開放使用させた。本年度の館貸状況は次の通りである。(日数は延日数)

区分	有料		無料		合計	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
アリーナ	19	200	2	5	21	205
大広間	8	172	1	3	9	175
合計	27	372	3	8	30	380

※オリンピックは準備工事・本番・撤去工事をまとめて1件と集計。

4. 国技館ビルの改築と賃貸

国技館に隣接するビルが公開競争入札に付されたため、利益を公益目的である相撲事業の運営資金とするため、新規に不動産賃貸事業を行うために購入した。テナントの希望を入れ、改築工事を行った。

5. 暴力団等反社会的勢力の排除の徹底

日本相撲協会の「暴力団等排除宣言」に基づき、協会と取引関係にある業者から、暴力団等反社会的勢力ではないこと及びこれらの個人・団体と関係がないこと等を表明・確約した書面の提出を受け、暴力団等反社会的勢力の排除を推進したほか、「相撲競技観戦契約約款」に基づき、警察と連携しながら競技会場からの暴力団等の排除を推進した。また協会員に対しては、暴力団排除の基本原則である「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、暴力団と交際しない」ことの周知徹底を図り、暴力団等排除の恒常化に努めた。

6. 重要な契約に関する事項

日本放送協会と本場所の放送権料に関する契約を継続した。

7. 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

(単位:百万円)

事業年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	12,016	12,640	12,402	12,354	5,995	7,563
経常費用	▲ 11,390	▲ 11,758	▲ 11,959	▲ 12,033	▲ 11,007	▲ 10,791
当期経常増減額	626	882	443	321	▲ 5,012	▲ 3,228
評価損益	14	▲ 32	63	▲ 3	▲ 15	▲ 13
経常外収益	-	0	0	0	0	0
経常外費用	▲ 1	▲ 755	▲ 3	▲ 110	0	0
正味財産増減額	638	95	503	207	▲ 5,028	▲ 3,242
資産合計	43,953	44,936	46,980	47,316	41,142	37,513
負債合計	6,792	7,681	9,223	9,353	8,207	7,820
正味財産	37,161	37,255	37,757	37,963	32,935	29,693

※令和3年度の数値は、承認前の「見込み額」である。

8. 内部統制に関する事項

内部統制に関する基本方針

当協会は、理事の職務執行が法令及び定款に適合すること及び業務の適正を確保するため、次のとおり内部統制制度に

関する基本方針を定める。

(1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に関する文書は、法令及び定款に従い必要な規程等を整備し、関係資料と共に適切に保存管理する。また、理事及び監事は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できることとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当協会の運営に重大な影響を与えるリスクについては、リスク管理規程を制定し、その事象が予見又は発生したときは、規程に則り適切かつ速やかに対応できるよう、規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定款に基づき、定例理事会を毎事業年終了後3ヶ月以内に1回、毎事業年度開始前に1回開催する。

臨時理事会は必要に応じて開催する。理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。

②必要な規程を整備し、各箇所の分掌事項と職務権限を明確に定めて、これらの規程等に従い効率的な業務体制を整える。

③当協会の事業に関する年度計画を定め、その計画に基づいた事業の推進及び進捗状況及び実績を把握し、管理する体制を確立する。

(4) 協会員及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

協会員及び職員が、法令及び定款に適合した職務執行を行うための指針となる諸規程を制定し、法令違反その他の不正行為の発生を防止するとともに、業務の適正を確保するための管理体制を構築する。

(5) 監事とその職務を補助すべき協会員及び職員を置くことを求めた場合における当該協会員及び職員に関する事項

監事が、その職務を遂行する場合は、理事または関係部門の責任者はこれに協力するものとする。

(6) 前項の協会員及び職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務に協力する協会員及び職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事からの独立性を確保する。

(7) 監事の第5項の協会員及び職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事は、協会員及び職員に対し、必要に応じて協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(8) 理事並びに協会員及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事並びに協会員及び職員に対して報告を求めることができる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制理事

並びに協会員及び職員の報告は、必要に応じて秘密を保持する。その報告に対して報償することもなく、懲罰を与えることもしない。

(10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①当協会は、監事の職務執行上必要と認められる費用の予算を計上する。

②当協会は、監事が職務執行のために支出した費用を弁済する。

(11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

IV. 法人の課題

1. 相撲文化の普及

土俵の充実こそが、相撲文化普及のための原点ととらえ、力士が相撲に集中できる環境を整えた。

コロナ禍においても、感染対策を取りながら各地で開催される子供を中心とした相撲大会への支援を積極的に行った。主にWebサイト、SNSを活用し、相撲文化の普及に努めた。

2. 事業収支の安定化

感染対策を十二分に実施しつつ、観客数上限設定の範疇で、入場券の販売促進に努めた。

また、広告協賛の確保、映像や画像の販売、本場所開催中のグッズ販売などを積極的に行い、収益の確保を図った。

無駄を省いた経費運営を行い、一部、協会員・職員の賞与カットを実施した。

一方で、将来の事業運営の安定化、利益確保を目的とした職員の増員を実施した。

新たな事業となるビル賃貸事業として、購入した国技館隣接ビルの借主を確保し、契約に向けた調整を行った。

3. 相撲文化の継承発展

「大相撲の継承と発展を考える有識者会議」において、各界の有識者に話を聞きながら、大相撲の継承発展に関する検討が行われ、4月には「大相撲の伝統と未来のために」と題した提言書が協会に提出された。

4. 国技館の維持管理

国技館を維持管理するために開始した基幹設備等改修3期工事について、施工会社及び監理会社と定例的に会議を持ち、発注・工事方法・金額などの他、法令改定への対応、緊急工事への対応について、細かく協議して進めた。

法令に基づき、国技館の避難安全検証を実施し、国土交通省への申請準備を行った。

4. 法令順守の徹底

公益法人として、より法令に遵守し適正な運営を図るため、随時、諸規程・規則の制定及び見直しを行った。

5. コンプライアンスに関する取組み及び新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 研修会の実施

10月16日「薬物・コロナ等講習会」

対象 協会員全員 場所 国技館

「講話」

八角理事長

「禁止薬物の恐怖について」

警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第五課 警部補 宮内奈穂氏

「SNSの危険性」

弁護士 貞弘賢太郎氏

「今後のコロナ対策について」

日本相撲協会医療アドバイザー 東京大学医科学研究所附属病院 院長 四柳宏氏

(2) 発生したコンプライアンス事案への対応

協会内で発生したコンプライアンス事案について、理事長から委嘱されたコンプライアンス委員長、担当部長を中心に各一門の年寄を加えたコンプライアンス委員会で、適切に対処した。

コンプライアンス委員会では、理事長から委嘱された事案について、関係者へのヒアリングや事案の検討を行い、委員会として処分意見の答申を行った。

理事会では、コンプライアンス委員会の処分意見の答申を受け、当人への処分等について適切に対応した。

加えて、処分等が終了した後も、師匠や監督者と連携しながら、コンプライアンス委員会が関係者や相撲部屋を継続してフォローしていくことにより、改善や再発防止に努めた。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの改訂

感染症専門家のアドバイスを踏まえて制定した「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を、政府の発出する方針に応じて改訂し、運用した。

7. 新型コロナウイルス感染症への対応

感染症専門家と綿密に連携し、協会員並びに観客、関係者の感染予防を実施した。

本場所開催の際には、事前に専門家による会場の視察を実施し、検温や消毒、換気などの感染対策が万全であるかの確認を行った。

協会員全員、毎朝の検温・体調確認を継続し、不調を訴えた協会員は即座に検査を行い、感染拡大防止に務めた。

感染者が発生した部屋においては、専門家や保健所の指導に基づき、隔離や消毒、検査の実施などの対応を行った。

墨田区保健所と綿密に連携し、協会員のワクチン接種を2度、実施した。また、一般市民のワクチン接種にも協力した。

8. 他、公益法人としての活動

社会貢献部の活動として、墨田区教育委員会を通じ、墨田区内の新小学一年生に対してランドセルカバーを寄贈した。実践女子大学との産学連携の取り組みを継続して行った。

V. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当事項なし